

第 7 期介護保険事業計画期間における
地域密着型サービスの新規指定の取扱いについて

地域密着型サービスの指定にあたって、介護保険法第 78 条の 2 第 7 項の規定に基づき、芦屋市地域密着型サービス運営委員会での意見聴取を経て指定するものについて、本委員会の第 7 期介護保険事業計画期間（平成 30 年度～ 32 年度）におけるその取扱いを次のとおり提案します。

記

- 1 意見聴取を経て指定するサービスの種類
全ての地域密着型サービス

- 2 意見聴取を経るための手続方法

事前協議制を採用するとともに、下表のスケジュールを定め、本委員会の意見聴取を経るものとする。（公募選定によるものについても、同様とする。）

【スケジュール】

事前協議締切月	本委員会の開催月	事業所指定日
平成 30 年 5 月中旬	平成 30 年 6 月	平成 30 年 7 月 ～ 平成 30 年 9 月
平成 30 年 8 月中旬	平成 30 年 9 月	平成 30 年 10 月 ～ 平成 30 年 12 月
平成 30 年 11 月中旬	平成 30 年 12 月	平成 31 年 1 月 ～ 平成 31 年 3 月
平成 31 年 2 月中旬	平成 31 年 3 月	平成 31 年 4 月 ～ 平成 31 年 6 月

※事前協議日、本委員会の開催日については、別途定める。

※事前協議締切日までに申し出がなかった場合で、別の議題・議案がないときは、対象となる本委員会は開催しない。

- 3 本取扱いの導入における特例

- (1) 法人（事業者）の事業譲渡による新規指定

指定した事業者の運営等の都合により、法人が事業譲渡した場合（法人の分割ある

いは統合を含む)による新規指定に関しては、利用者(入居者又は入所者)に対する連続性のあるサービス提供を確保する観点から、通常の指定申請手続きによるものとして、本委員会には事後報告とする。

(2) 地域密着型通所介護の新規指定(平成30年4月～6月指定のみ)

本取扱いの導入に関する移行期間を設ける観点から、次に掲げる場合には、平成30年4月～6月指定を希望する事業者にあつては、通常の指定申請手続きによるものとして、本委員会には事後報告とする。

- ① 建築確認に関する協議が完了している場合
- ② 賃貸借契約に基づく物件を確保している場合
- ③ 基準に定める人員の雇用が完了している場合
- ④ 上記の場合であつて、指定の際に必要な規程等の整備等が完了している場合

以 上